

平成27年第2回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成27年 6月 2日

本日の会議 平成27年 6月11日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員	2番 中村 美穂 議員	3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員	9番 西岡 克之 議員	10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員	12番 山口憲一郎 議員	13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員	15番 吉岡 清彦 議員	16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	濱口 務	議事課長	中山 庄治
係 長	木須 美樹		

説明のため出席した者

町 長	吉田 慎一	副 町 長	鈴木 典秀
総務部長	荒木 重臣	企画振興部長	松尾 義行
建設部長	森 浩平	生活福祉部長	松浦 篤美
水道局長	古賀 洋	会計管理者	和泉 嘉彦
企画振興部理事	大津 鉄治	水道局理事	道端 和彦
政策推課長	山本 昭彦	総務課長	谷本 圭介
財務課長	田中 一之	管財課長	迎 英樹
収納推進課長	帯田 俊文	企画課長	久保平 敏弘
情報管理課長	谷本 清	都市整備課長	松邨 清茂
管理課長	濱 伸二	農林水産課長	中嶋 敏純
福祉課長	村田 ゆかり	健康保険課長	森川 寛子
介護保険課長	富永 正彦	環境対策課長	木島 英利
住民課長	西平 邦俊	水道課長	吉田 邦彦
会計課長	山口 利弘	税務課長補佐	福本 美也子
教 育 長	黒田 義和	教 育 次 長	帯田 由寿
教育委員会理事	近藤 徳雄	教育総務課長	青田 浩二
生涯学習課長	栗山 浩二	スポーツ推進課長	山口 正
農業委員会事務局長	松本 廣	監査事務局長	森 省二

会議録署名議員

3番 安部 都 議員

5番 饗庭 敦子 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 11時09分

平成27年第2回長与町議会定例会
議事日程（第5号）

平成27年 6月11日（木）
午前 9時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	41	長与町社会教育委員条例の一部を改正する条例	※総文
2	42	字の区域の変更について	※総文
3	44	平成27年度長与町一般会計補正予算（第1号）	※総文
4	発議1	労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書	※総文
5	請願1号	安全保障法制関連法案に反対する意見書提出を求める請願	※総文
6	—	議員派遣の件	—
7	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	—

※付託された委員会

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。

10日までの委員会審査お疲れさまでした。

会議に入ります前に委員の皆様にお知らせいたします。

長与町議会傍聴規則第99条により、本日は撮影を含めました報道取材を許可しておりますのでご了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第41号、長与町社会教育委員会委員条例の一部を改正する条例、日程第2、議案第42号、字の区域の変更について、日程第3、議案第44号、平成27年度長与町一般会計補正予算、第1号、日程第4、発議第1号、労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○11番（喜々津英世議員）

おはようございます。

それでは報告をいたします。

去る6月5日、本会議において、総務文教常任委員会に付託を受けました議案について審査結果を報告いたします。

議案第41号、長与町社会教育委員条例の一部を改正する条例につきましては、6月8日委員全員出席のもと説明員として帯田教育委員会次長、その他関係職員の出席を求め説明を受け質疑を行いました。

主な内容は昨年の通常国会において、地方行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、社会教育法が一部改正され、教育長を経ての部分が削除されたことに伴い社会教育委員条例についても同様の改正を行うものであります。

主な質疑として教育長を経てが削除された場合、社会教育委員から直接教育委員会に行くのかとの質疑に対し、改正後は教育委員長がなくなるので教育長が教育委員会の長になり削除は問題ないとのことです。

また、3月議会でも教育委員会関係の条例改正案が出されたが、そのときに一緒に改正できなかったのかとの質疑に対し、情報が入るのが遅く3月議会では提案できず今回になったとの答弁です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号、字の区域の変更についてにつきましては、6月8日委員会、委員全員出席のもと説明員として、荒木総務部長、その他関係職員の出席を求め、委員全員で現地確認を実施しました。

その後、説明を受け質疑を行いました。

主な内容は、榎の鼻土地区画整理事業区域は、嬉里郷の字梶原及び西田、高田郷の字並松、字辻ノ迫、字中山、字草住、字城ノ平の7つの字からなっている。

区画整理地内を北陽台1丁目及び2丁目などに変更するものであります。

主な質疑としては、現在、居住している人たちは変更があった場合、郵便物の取り扱いなど、住民の不便はないのかの質疑に対し、新しい住所表示は換地処分の日から効力を発揮することになって、換地処分は来年5月ごろの予定であり問題ないとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号、平成27年度一般会計補正予算、第1号につきましては6月8日、委員全員出席のもと説明員として荒木総務部長、松尾企画振興部長、松浦生活福祉部長、森建設部長、帯田教育委員会次長、その他関係職員の出席を求めて説明を受け質疑を行いました。

歳入歳出それぞれ3,957万3,000円を追加し総額117億7,939万3,000円とするものであ

ります。

主な内容は2款、総務費関係では被爆70年平和記念リーフレットの作成、ステンレス製の銘板設置などに総額34万1,000円、地域女性活躍推進事業、外国人支援事業及びコミュニティー助成事業などに総額を911万1,000円、住民窓口専門嘱託員報酬及び個人番号カード交付事業負担金などに総額1,746万1,000円。

3款、民生費では地域福祉計画策定委託料他に総額658万7,000円。

8款、土木費では住宅性能向上リフォーム支援事業などに総額296万1,000円。

10款、教育費では広島平和祈念式典への中学生派遣事業93万円を含む総額345万3,000円などでありこの財源としては国庫支出金、県支出金、繰入金及び諸収入となっています。

主な質疑としては、被爆関係の銘板は武道館横に設置することのことがほかにも設置しないのか、との質疑に対し1カ所に設置する。

被爆救護列車の発着駅であった道の駅への設置も検討したが、滑石中学校が設置しており断念したとの答弁でした。

女性活躍推進事業では、雇用がどの程度考えているかの質疑に5人以上を目指しているとの答弁でした。

また、兵庫県の山村では農家の主婦が廃墟となった保育所、郵便局を利用して食品加工事業を行い20数名の雇用につながった例もある。

生産から加工、販路開拓など、どう考えているのかとの質疑に対し、銀行、大学とも連携しコンサルタント委託は経営計画、商品開発、販路開拓などを考えている、万全を期して取り組みたいとの答弁でした。

外国人支援事業費の印刷費用では、3カ国語に翻訳しおのおの300部を作成することのことが、町内外国人の人数から勘案して無駄ではないのかとの質疑に対して、100部も300部も変わらない妥当な数と考えているとの答弁でした。

コミュニティー助成事業では、上長とコミュニティーへのパソコンデジタル印刷、大型プリンターなどの機器導入とのことが使いこなせる環境にあるのかとの質疑に対し、今回で3地区目の導入となる、操作方法も簡単であり、問題ないとの答弁でした。

個人番号カード事業では、年金機構での情報漏えいが発覚した。

やめるべきではないのかとの質疑に対し、法律に基づき進めている。

自治体の自由度はない、住民への周知及び本人確認と運用には万全を期したいとの答弁でした。

また、スケジュールについては本年10月から全住民に通知があり申請書も一緒に送付される。

カードは、来年1月から住民課窓口で交付されるとの答弁でした。

広島平和記念式典派遣事業については、派遣事業の詳細とその後の活用はどう考えているのかとの質疑に対しては、中学校3校で生徒37人、先生3人、養護の先生1人、町から1人を派遣する。

平和会館視察、語り部との交流を予定、広島の中学生との交流は予定していない。

派遣事業の成果は各学校での今後の活動にかかるとの答弁であります。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、発議1号、労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書については6月9日、提出者安部都議員の出席のもと説明を受け質疑を行いました。

意見書の趣旨は、政府は成長戦略の名のもと労働者保護ルールの改悪を打ち出し派遣労働の大幅な拡大、労働時間や解雇の規制緩和、職業紹介事業の民間開放など、どれも労働者の生活を脅かす内容であり両法案の撤回を求めるとの内容であります。

主な質疑としては、職業紹介事業の民間開放がなぜだめなのか、現状のままでよいのかとの質疑に対して、長期失業者の割合が44.2%の厳しい状況でブラック企業問題もあり、民間開放は問題が多いと答弁でした。

今回の改正は派遣先の会社の雇用派遣元での雇用など4点を義務づけている。

正社員化のチャンスもでてくる前向きな改正と思うがどうかとの質疑に対しては、すべてに反対しているわけではない。

26の専門職についても、期間が3年になるなど正社員にはなりにくい状況で、労働者派遣法の改悪と認識しているとの答弁でした。

過労死とか自殺も多いとのことだが、数字的な把握はできているのかとの質疑に対し、数字の把握は資料を持ち合わせていないが、弱者に対する過酷な労働条件は過労死を助長することにもなり危惧しているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

以上報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第41号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第42号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第44号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、発議第1号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第41号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第41号、長与町社会教育委員条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第42号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第42号、字の区域の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第44号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

私は、議案第44号、平成27年度、長与町一般会計補正予算第1号に反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算は、農産物加工所の移転拡充、上長与コミュニティの備品の充実、多子世帯の保育料無料化、平和事業など住民生活の福祉の増進として評価できる内容が見受けられます。

その点については積極的に評価するものであります。

一方で見過ごすことができない部分がございます。

マイナンバー制度を推進する事業費であります。

先日、年金機構が保有する個人情報125万件が流出いたしました。

国民の財産である公的年金を管理し守る立場にある公的機関の大失態であり、あってはならない事件であります。

年金機構は情報セキュリティを確実にするために、数多くの規則が設けられていましたが、ずさんな管理実態が明らかになり信用は地に落ちたと言っても過言ではありません。

この深刻な事態に直面した多くの国民、また、長与町の住人も含めて個々のさまざまな情報を公的機関に安心して預けていいものか、こうした不安と疑念が今渦巻いております。

マイナンバーで取り扱う個人情報は、今回、流出した年金のほか医療福祉などの社会保障、税に関する情報など病歴や収入財産状況を判別できる情報を網羅し管理するものであります。

政府は、マイナンバーがあれば公的年金の申請の際に複数の書類をそろえるなどのそうした手間が省けますという宣伝をしております。

しかし、それらの手続は一般的には年に一度あるかないかの手続であります。

個人番号を他人に知られないように管理するための労力に見合うほどの利点があるかと言えば、大変疑問に思います。

むしろ他人による番号の不正利用や個人情報の流出によってもたらされる被害の方がはるかに深刻であります。

マイナンバーのそもそもの目的は、国民の利便性向上ではありません。

国や自治体が国民の所得や資産を効率的に掌握し税の徴収や社会保障の給付状況をチェックするための制度であります。

2013年成立の現行法の利用対象では、税、社会保障災害対策に限っているという説明でありましたけれども、政府は銀行預金口座、民間分野での利用の加速化などこうした分野での利用の拡大の検討を今、指示をしております。

年金機構の情報流出は調査が進むにつれ、次々と問題が発覚している状況であります。

それにもかかわらず、全容解明も対応策も示されないまま政府は予定どおり10月の通知1月には実施するそうした姿勢を変えていません。

地方自治体や地方議会はそこに住む住民の大切な情報を守る責任があります。

今の状態ではこの責任を果たせるとは思いません。

最低でも年金情報流出の全面、全容解明と万全な対策が示されるまでの間は、この事業の推進は凍結し保留すべきであります。

そうした理由から本補正予算に反対をいたします。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

私は本案に賛成の立場から討論させていただきます。

概略は委員長報告にもございましたが、国からの補助金等を活用した地域女性活躍推進関係あるいは施設の修繕、工事、平和事業、住民の生活と密接にかかわる予算であり適切な執行に努めていただけたらと思います。

何点か個別事項について述べさせていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、国庫補助金関係で先ほども同僚議員から討論ありませんけれども、いわゆるマイナンバー制度開始に伴う関係費が計上されておりました。

委員会審議中で取りわけ個人情報保護の観点からの情報漏えいに関する質疑が多く、国のシステム自体を疑うものでございました。

年金情報の漏えい報道を受けての心配のようでしたが、町に対して心配することはシステムではなくどうこれから安全に運用していくかが大切であると思っております。

本町でも、税はもちろん社会保障関係の所管、総務関係の所管ではこのマイナンバー制度扱う機会があるでしょう。

また、出先である公立小学校や保育所等でも同様だと思っております。

ですから、マイナンバーの運用ルールを直接扱う部署には特に徹底して周知し、全体に向けては重要な運用ルールと不正利用ができないこと、あるいはシステム上、すぐに発覚する防止策が施されていることを周知徹底し運用面での情報漏えい防止に努めていただきたいと思います。

法により進められている本制度に住基ネットとは違って自治体に自由度はございません。

公平な税負担や社会保障のよりの確な提供といった効果が期待され、行政コストの削減が期待できる本制度の推進には細心の注意を払い運用していただきたいと思います。

雑入で上がっておりますけれども、町内在住外国人支援事業助成金です。

これは、外国人向けに現在町で作成している、子育てガイドブックの翻訳印刷に充てられるようではありますが、今回は自治体国際化協会の100%補助という形での事業実施でありますので、今回はですね、協会自体の審査を経ているのだと思っておりますが、ちょっと懸念されるのは委員長報告でありましたけれども、作成冊数ですね、また、翻訳する対象言語に多少疑問が残っております。

今後のことですけれども当然内容もこれから、子育てガイドブックについては変更があると思います。

いわゆる更新ですね、このときに100%補助をあれまいいのですけれども、それがなくなるときに長与町の現状としましては実際住まれている外国人の居住数もそう多くない、子供を育てている外国人はさらに少ない。

外国人でも日本語が堪能な方もいらっしゃるのに、一般財源をこれから投入してまでその必要性があるのか多少疑問が残ります。

今回は補助金、100%補助金ということでこれ以上申しませんけれども、今後注視してまいりたいと思っております。

最後に広島市の平和記念式典派遣事業委託料についてですけれども、町内の中学校より生徒会を主として総勢37名の生徒を派遣すると伺いました。

70周年の使命としては、最初の被爆地であり長崎よりも広範囲に被害を受けた広島訪問するということは

大変意義のあることだと思っております。

生徒たちにはしっかりと学んでいただき、各校に戻ってからの平和学習にしっかりと生かしていただけたらと思っております。

養護教諭、担当教諭の同行も予定されていらっしゃるかもしれませんが、なにぶん強行日程のようです。

また、暑い季節ですので子供たちの体調管理にしっかりと十分留意いただけたらと思っております。

以上、賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第44号、平成27年度長与町一般会計補正予算、第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、委員長長の報告通り決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数と認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから発議第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

饗庭議員。

私は労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書について賛成の立場で討論いたします。

この労働者派遣法改正案のポイントは、現行制度では通訳や秘書などのいわゆる26業務以外の業務には最長3年の期間制限がかかりますが、これを廃止して派遣先の同一の事業所における派遣労働者の受け入れは3年を上限とする。

それを超えて受け入れるためには過半数の労働者組合等からの意見徴集が必要、意見があった場合には対応方針等の説明義務を課すというものです。

つまり企業は永続的に派遣社員を使い続けることができるようになる一方、個々の派遣社員は自動的に3年で首というわけです。

働き手から見ると同じ職場で働けるのは3年までとなり派遣という非正規雇用ではありますが、専門性を生かし派遣先企業で長年働き続けてきて40代50代となった労働者からは3年したら失業してしまうと不安の声が上がっております。

また、今回の改正によって正社員化の道を開くと政府は言っておりますが、現実には逆で正社員になりにくい状態となっております。

そして、派遣元事業主に計画的な教育訓練等を義務づけることにより、派遣労働者のキャリアアップを推進しますと言われておりますが、3年で終わりとわかっている労働者に教育訓練をするのでしょうか。

労働者は3年で終わりとわかっている、業務に必要なスキルを本気で学ぶのでしょうか。

単に労働者にとってだけの改悪であるとは思いません。

誠実な企業にとっても改悪であります。

この派遣法改悪は阻止しなければならないと思います。

次に、労働基準法改正案のポイントは労働時間ではなく仕事の成果で評価するいわゆる残業代ゼロ制度と裁量労働制の対象業務の拡大であります。

裁量労働制は労使であらかじめ定めた、みなし時間を超えた分の残業代が支払われません。

また、どんなに長く働いても残業代はゼロになり長時間労働、過労死の蔓延にもつながり、労働者の生活を根底から脅かすこととなります。

その上、裁量性には年収による制限がないため場合によっては、幅広い職種に適用されてしまう可能性も残されています。

仕事の成果で評価すると言いながら成果に応じた報酬に関する記載などはどこにもなく、ただ単に残業代が発生しないことや休憩や休日の規定が適用されないことだけが書いてあります。

よって労働時間規制を緩和し長時間労働助長しかねない危険性を有するこの改正案に反対をいたします。

なお、この意見書に少し考えを述べさせていただきます。

本意見書は長与町議会として発信することになりますので、議会として責任を持って対応しなければなりません。この意見書はどこの意見書にも記されている内容、書き方、表現、言い回しとなっている意見書でもあり意見書であります。

したがって派遣法改正、労働基準法改正について新しい言葉だけが羅列されており、発議者の考えや思いがなかなか感じられません。

発議は議会として重要な役割を持つものですから慎重に取り組むべきと考えます。

専門用語の羅列型の文面はわかりやすい意見書と言えるのでしょうか。

発議者は改正案を十分に理解して発議を行っているのでしょうか。

この2点について疑問を呈した上での賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

はい、9番。

本案について反対の立場で討論いたします。

労働者派遣法はワークライフバランス、仕事と生活の調和の観点から働き過ぎを是正するとともに多様なニーズに応じた柔軟な働き方の選択肢を増やすことがねらいでございます。

今回の派遣を改正で派遣社員固定化を防ぐために正社員になりたい人は、計画的な教育訓練やキャリアアップ支援などを派遣元に義務づけ正社員化の道を後押しするようになりました。

派遣で働きたい人には派遣先が次の派遣先を紹介したり、派遣元での無期限雇用にするといった雇用安定措置も講じられております。

これをきちんと履行できないと派遣会社は許可を取り消すなどの業界の健全化も盛り込まれております。

また、意見書の中にある高度プロフェッショナル制度については、高度専門職の人が意欲や能力を十分に発揮できる環境づくりを目指すもので、対象は世界レベルの研究者や金融市場で働くディーラーなどで、高収入の人が必要な時に集中して働き、その後は十分休むなどのケースがあります。

なお対象は、法案に高度な専門的な知識を必要とする労働時間と成果との関連性が低いなどの考え方を明記し、年収の要件も平均給与の3倍程度上回る水準と明記されております。

厚労省令では1,075万円程度に定められることになっております。

また、この制度は本人の同意も必要であります。

企業は対象者に終業から次の始業まで一定時間を空けるなどの健康管理措置を講じることも法案に盛り込まれております。

長時間労働になった場合には医師の面接指導も義務づけられております。

以上の点から私は今回の意見書について、反対の立場でございます。

以上。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい。

13番。

私は、議案第1号、労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書にこれを採択することに賛成の立場から討論を行います。

戦前、財閥や大企業が大きく成長発展したその側面でも人貸し業、人材仲介業、タコ部屋労働などで労働者がまるで、もののように売買され使い捨てにされた、悲惨な状況がありました。

ピンハネが横行し暴力と監視の中で、奴隷さながらの状況に置かれ努力しても努力しても貧困から抜け出すことができない状況下に置かれたことが多くの資料に残されています。

現在の労働法制は、こうした過去の過酷な労働実態を許した労働行政への痛切な反省に立って法制化されました。

間接雇用による、労働者供給事業は、全面禁止され、職業安定法に明記をされました。

日本経団連など、経済界の強い意向に押された労働者派遣法は、この間、何度か改悪されてきました。

それでも労働者派遣業は特別に専門的な職種、臨時的一時的な場合に限るそして、常用雇用の代替禁止つまり正社員を派遣に置きかえてはならないという大原則はあります。

これらの担保として、専門的な職種以外は原則として1年、最高でも3年までとしております。

今回の政府の法案では、企業は、派遣労働者を3年で取りかえるだけで、いつでも、いつまでも同じ業務に派遣を使い続けられるようになります。

期間制限を事実上なくし派遣の恒常化と常用雇用の代替を認めるものとなっております。

派遣労働者は、3年経過すれば派遣先企業へ直接雇用にする、こうしたわずかな正社員への道も閉ざされ、3年たてば別の派遣先を紹介されることとなります。

そうした場合でも、同じ事業所の内部で配置換えさえすれば派遣のままでも使い続けることができます。

政府は、派遣労働者の、均等待遇の確保を法改正の口実にしていますが、法案に追加されたのは、均衡を考慮した待遇の確保の際に配慮した内容、これを派遣労働者に説明するという程度であります。

差別をなくす規定であります均等待遇を明記せず、均衡の配慮とあいまいな文言でごまかしていることを見過ごしてはなりません。

賃金や、有給休暇等の労働条件についての均等待遇をうたっているILOの民間職業仲介事業所条約やEUの派遣労働指令と比べても日本政府の姿勢は、派遣労働者への不当な差別と格差を容認していると言わなければなりません。

また、一般業務とは違い自分のスキルを生かして、みずから派遣社員となった専門業務の派遣労働者からも反対の意見が出されています。

今回の改正案では、こうした方々でも3年で入れ替えとなり失業のおそれが高くなっているからであります。

高度プロフェッショナル制度の名目で、労働者の心身の健康を守るための規制を取り払うという点も大問題であります。

これは、一定の年収以上が対象となっておりますけれども、一度これが成立しますと適用を引き下げていくことは明白であります。

日本経団連が2005年に行ったホワイトカラーエグゼンプションに関する提言では、年収400万円以上の全労働者を労働時間規制の適用除外にそのように提言をしていました。

また、日本経団連の榊原会長は全労働者の10%が適用を受けられる制度にすべきだとも語っています。

産業競争力会議の民間議員、竹中平蔵氏は小さく産んで大きく育てる、あけすけにそのねらいを語っています。

何よりも労政審の建議の中では、使用者側の意見として幅広い労働者が対象になることが望ましいと、幾つものこうしたその本当のねらいが、こうして明記をされているわけであります。

そして、安倍首相は、この間、選挙での公約やまた、国会での演説の中で企業が世界で1番活躍しやすい国にする、こう掲げております。

派遣法などの労働法制の大改悪を、成長戦略と位置づけております。

雇用を守るルールを弱体化させ低賃金で不安定な働き方と長時間労働を広げ働く人々暮らしにくくすることが、果たして日本経済と社会を成長させる道であるのでしょうか。

国民の暮らしを圧迫すれば、市場の消費も需要も落ち込み経済も立ち行かなくなってしまう。

働く人間を使い捨てにする社会は、若者から希望を奪い貧困と格差を広げ、若者の地方から大都市への流出も進み、日本社会から活力を奪っていきます。

この道では、労働者はもとより日本の産業も企業も強くなることはできません。

こうした理由から、本意見書の採択に賛成をいたします。

○議長（内村博法議員）

場内の皆さんにお願いいたします。

携帯電話の電源はお切りいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

次に、反対討論はありませんか。

金子議員。

○7番（金子恵議員）

はい。

私は労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書これに反対の立場で討論いたします。

これまでは派遣は、臨時的、一時的な労働者の需要調整に関する対策とされており、正社員などは比較にならない制度設計が強調されてきました。

しかし、今回の完成改正案は、不本意な派遣終了からどうにかしたいという労働者に選択肢を広げることができる改革になっていると思います。

改正案では、例えば同じ営業所で3年を超えて派遣労働を受け入れようとする場合、過半数労働者から意見を聞くと義務づけられていますが、そのとき労組が派遣の正社員化を意見できるのか疑問です。

また、労働者にとってもう少し多様な働き方を許容すべきです。

正社員という形だけではなくいろいろな段階を設けることにより、就労しやすしたりドロップアウトした人たちも、新たな挑戦ができ働きながらステップアップをしていくことができるという時間や責任とらわれない働き方を許容範囲とする考え方に変えていくべきであると考えます。

そして、この制度は残業代ゼロと批判されていますが、同じ労働基準法の改正案には働く時間を社員に柔軟に決めることのできる裁量労働制の対象を広げることも盛り込まれています。

厚生労働省は、最近、日本の事業者などに対し厳しい指導を行っていますが、きちんとした経営を行っている事業者からは、逆に歓迎される動きであるとも思われます。

以上の理由により反対といたします。

○議長（内村博法議員）

場内の皆さまに重ねて申し上げます。

携帯電話の電源をお切りください。

よろしく願いいたします。

次に、賛成討論はありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

発議第1号、労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書に賛成の立場で討論いたします。今回の労働者派遣法改正案と労働基準法改正案は、いずれも労働者の生活を脅かす内容となっております。これまでの一般派遣労働者の派遣期間は原則1年、最長3年を超えて派遣継続を原則できませんでした。派遣労働者が正社員を希望した場合、直接雇用、契約社員や正社員の促進を行ってまいりました。

しかし、今回の法改正は人材派遣の最長3年という期限を上限3年として、企業が無期限に派遣労働者を使い続けるようにするものです。

個々の派遣社員は自動的に3年で首になり、異なった派遣社員を送ることで永続的に派遣社員を使い続けることとなります。

これまで、正社員が担ってきた業務を派遣社員に行えるようになり、正社員から派遣社員への切りかえがどんどん進み、100万人ぐらいの安定雇用が増加され蔓延すると予測されています。

平成26年、総務省の労働力調査では、非正規雇用が1,962万人、37.4%であり、長期失業者割合が44.2%と厳しい状況であります。

非正規雇用者の年収は平均200万円から300万円以下と言われております。

一昨年の厚労省のアンケートで派遣社員の60%以上が正社員になりたいと答えております。

シングルマザーで派遣労働者として子供さんを育てている方が、3年で首になり次の職をまた1から探さなければならなくなります。

親子ともども生活や教育に支障をきたすことになりかねません。

ますます子供の貧困、貧富の格差が増大することは明らかであります。

政府は雇用拡大し非正規雇用から正規雇用として就労させ安定した生活を保障する責務があります。

労働者基準法改正案の問題点は、特定高度専門業務、成果型労働制、高度プロフェッショナル制度の創設です。

一定の年収を有する労働者に労働時間、休日、深夜の割り増し賃金の規定除外することです。

日本の労働時間制度は、原則、1日8時間、週に40時間労働で残業や休日、深夜労働には割り増し賃金も支払う必要があります。

今回の法改正は、休息時間の確保、働き過ぎの防止など深刻な課題が山積しております。

平成24年に、週60時間以上した過重労働者は490万人となっております。

長時間、過密労働の蔓延化、非正規雇用の急増やワーキングプアの拡大、ブラック企業がはびこる可能性が危惧される2法案改正案は認めることはできません。

このことから撤回を求める意見書に賛成といたします。

次に、反対討論ありませんか。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

はい。

私は発議に対し反対の討論をいたします。

この国会に提出しております、労働者派遣法、労働基準法の改正案はワークライフ、バランスを確保しだれもが希望に応じた多様な働き方を実現することを目的として進めておるものであり、法案が指摘する派遣労働者の固定化や残業代ゼロといった労働環境を目的としていないことは明確であります。

先ほど少し、実態調査のパーセンテージが同僚議員がおっしゃったのと少し違いますので、私はこの実態調査についてのパーセンテージを皆さん方にちょっとご披露を申し上げたいと思います。

国が実施した雇用の構造に関する実態調査、平成25年ではいわゆるフリーター、15歳から34歳の中で正社員として働きたいと希望している方は半数を割って47.3%となっております。

派遣労働者実態調査では、派遣労働者として働きたい、これが43.1%、正社員として働きたい、これは43.2%、ほぼ同数で自ら派遣労働を選択している実態があり、多様な働き方を可能とする雇用法制の実現は急務と考えます。

したがって私はこの発議に対して反対をいたします。

○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。

次に反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第4、発議第1号、労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は否決です。

本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数。

したがって、本案は否決されました。

日程第5、請願1号、安全保障法制関連法案に反対する意見書提出を求める請願を議題といたします。

ただいま議題としております、請願について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○11番（喜々津英世議員）

それでは報告をいたします。

6月2日、本会議において総務文教常任委員会に付託を受けました。

請願第1号、安全保障法制関連法案に反対する意見書提出を求める請願につきましては、6月9日、委員全員出席のもと、紹介議員及び請願人の出席を求めて審査を行いました。

請願の趣旨は、安倍首相が成立を目指す安全保障法制関連法案は米軍との切れ目のない戦争体制を構築するため、解釈改憲明文改憲によって、過去最悪の憲法9条破壊をねらうもので長与町議会においても、町民の平和と命を守るため安全保障法制関連法案に断固反対する意見書提出を要望するとの内容であります。

主な質疑としては、安部総理は法改正によって自衛隊のリスクがふえることはないと言っているが、この点はどう思っているのかとの質疑に対し、常識的に考えてもリスクがふえないことはあり得ない。

今回は、地球の裏側まで自衛隊を派遣できることになる。

報道では、派遣隊員の自殺も54人いる、これが現実だとの答弁でした。

憲法審査会で与党推薦の学者からも安保健法あるいは集団的自衛権は違憲であるとの発言がある、この点についてはどう考えるのかとの質疑に対し、国会議員は憲法を守らなければならない、憲法学者は基本的なことを

重視する。

今回の法案は憲法違反であることを明確にしているとの答弁でした。

米軍との切れ目のない戦争体制を構築するための意味は何かとの質疑に対し、今回の法案提出に当たって、安倍首相はアメリカに渡りこの法案を通すと約束した経緯がある。

その意味では米軍の要請に沿って出された法律と考えるとの答弁でした。

日本の平和が脅かされる事態に保守も革新もなく、各界、各層から反対糾弾する声が上がっているとあるが具体的に指名して欲しいとの質疑に対し、自民党の元官房長官、元幹事長、元副総裁などが反対の声を上げている。

改憲を思う人の中からもこの法案は、通すべきではないとの声が上がっているとの答弁でした。

日米安全保障条約や周辺事態法制定のときも大きな反対運動があった。

この70年間、日本は、平和で安全な国として反映してきた、憲法9条があったからという節がある。

一方では、日米安保条約があったからとの節もある、この点はどう考えるのかとの質疑に対し、例えば、朝鮮半島問題は韓国と北朝鮮間ではなくアメリカと北朝鮮の問題であり、そこでバランスを保っている。

日米安保はバランスの問題で否定はしないとの答弁でした。

議員必携では請願は国民の権利と憲法で定められている。

国の外交問題や町村議会の権限外の請願もある。

この審査に当たっては願意が妥当か、実現の可能性があるか、議会の権限事項に属する事項かが判断の基準とされています。

これらの事項に属さないものは、不採択とするほかはないと記載されております。

どう考えるかとの質疑に対し、請願権は憲法第16条に明記されている。

地方の議会で議決しても実現の可能性はあるかという点では疑問に感じることもある。

地方で声を上げていくことが、国の政策を大きく変えていくことにもなるとの答弁でした。

慎重に審査した結果、賛成多数で本請願は採択すべきものであると決しました。

以上、報告終わります。

○議長（内村博法議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、請願1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

金子議員。

○7番（金子恵議員）

私は本請願に対し反対の立場で討論いたします。

政府の重要な責務は国民の生命と平和な暮らしを守ることにあります。

日本を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しており日本のみならず、全世界のどの国においても、一国のみでは自分の国の平和と安全を守ることはできません。

今後は国際社会と協力しながら平和を確保していくことが不可欠であり求められています。

国民の生命を守りつつ、世界平和とその安定のために積極的に取り組んでいくためには、あらゆる事態を想定し切れ目のない対応するための法制を早急に整備し抑止力を高めていくことが必要です。

議論を急ぎ過ぎているという感はあるものの世界の秩序と安定に貢献するためにも、信頼できる国家を目指

すことができるような環境が整った状況であるとも言えます。

今回の最大の焦点は、集団的自衛権の行使であり可能となる事態を存立危機事態としています。

日本と親密な関係にある国に武力衝突が発生し日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆されるような状況に陥った場合に限り行使が可能というものです。

これに対し戦闘支援に派兵する法案と位置づけています。

個人的な意見ではありますが、憲法や法制は時代によって変わるべきと思います。

問題が起こってからでは遅過ぎます。

最悪の準備をすることは当然であろうと考えます。

国際平和支援法が新たにつくられますが、そこに盛り込まれるグレーゾンの解消、邦人救出、集団的自衛権など日本と日本人が危機的状況に陥ったときの自衛の阻止としてのみ武力が行使できるものであります。

しかし、これから自衛隊の活動を可能とするためには、国内法の整備が必要となってきます。

現在、安保保障関連10法案の実施的な衆院審議が始まりました。

それを通じて国民を巻き込んだ広範な議論、国民を納得させることが議論がなされるものと確信し本請願に反対いたします。

○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

請願1号、安全保障法制関連法案に反対する意見書提出を求める請願に賛成の討論をいたします。

本法案は、国際平和支援法案と平和安全法制整備法案の2法案から成っており、国際平和支援法案は多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法整備法案は、集団的自衛隊の行使を可能とするための自衛隊法改正案などで10法案を一括したものであります。

いずれも自衛隊の武力行使の条件を整備し、これまでの自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の力を米国等の求めに応じて、自由に行使できるようにするものであります。

戦争を放棄し、戦力の不保持を定めた憲法に反することは明らかであり、戦争を準備するための戦争法案というべきものです。

政府は、長年にわたって憲法第9条下に置いて、強要されている自衛隊の行使は我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきとして、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一体化を憲法違反としてきました。

今回の2法案は、平和憲法下のわが国の基本政策を展開し戦争放棄した平和国家な日本のあり方を根本から変えるものであります。

地球の裏側まで自衛隊員が派遣され、日本が攻撃を受けていなくても他国のために集団的自衛権の行使が行うことで、お互いに攻撃し合い若い命があやぶまれることとなります。

自衛隊員が少なくなれば、いずれは国民への徴兵制も開始されることも危惧されます。

先日、憲法審査会で3人の憲法学者が、この法案は違憲だとの見解も出されました。

日本国憲法の全文においても、政府の行為によって再び戦争の惨禍が、おこることのないようにすることを決意し個々に主権が国民に存することを宣言しこの憲法を確定すると謳っております。

根本から立憲主義を否定する2法案は、到底認めることはできません。

平和と国民の命を守るため絶対に戦争はしない、させない、ということを求めるためこの請願に賛成いたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

岩永議員。

〇10番（岩永政則議員）

声を嚔らしておりますのでご理解いただきたいと思いますが、請願第1号、安全保障法制関連法案に反対する意見書提出を求める請願に反対の立場から討論をいたします。

政府は、5月14日、安全保障関連法案を閣議決定、16日国会に提出され特別委員会で5月27日から審議が解消され、今日も続行されている状況でございます。

この法案は、自衛隊法、武力攻撃事態法、国内平和推進活動、PKO協力法などの改正10法案を一括した平和安全法制整備法案と国際紛争に対処する他国軍の後方支援を随時可能とする新法、国際平和支援法の2本であります。

この法案提出の理由を首相は、安全環境が厳しさを増しているとして切れ目のない法整備の必要性を強調されました。

また、法律の目的は国民の生命と平和な暮らしを守ること、米国の戦争にいつでもどこでも参戦するためだとか、戦争法案との指摘は全く誤りと反論をしています。

26日の本会議の審議の中で、他国軍を支援する自衛隊の安全確保は現在戦闘が行われていないだけでなく、全体が活動する機関は戦闘行為がないと見込まれる場所を実施区域に指定すると新しい方針が示されました。

ある議員のどこで戦闘行為が行われるのか予測するのが困難との指摘に首相は、他国領域での武力行使に関し海外派遣は一般上、憲法上、許されないと強調をされています。

停戦前の機雷掃海を例に外国領域でも武力行使の3要件を満たすことがありうるとしています。

ご存じのように3要件とは、1つ目、日本の日本や密接な関係にある他国への武力攻撃が発生し日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、2つ目には、日本の存立を全うし国民を守るため他に適当な手段がないこと。

3番目、必要最小限の実力行使にとどまることであります。

これら3要件に該当した場合、武力行使を認めたものであります。

また今日の議論のなかでおもなものと、リスク論、集団的自衛官の行使、後方支援、武器使用などポイントを絞った議論が高まっているようであります。

特に自衛隊に他国領域での武力行使については、中東ホルムズ海峡での停戦前の機雷掃海を挙げ、現在、他の例はない明言をしています。

要するに、憲法が禁じる海外派兵の例外規定でございます。

安保法案に対して、私たち国民は、国会論戦なり新聞報道等での情報しかなく、なかなか理解することが困難なような状況であります。

共同通信社が5月31日に実施した、全国電話世論調査によりますと、集団的自衛権の行使を可能とする安全保障関連法案の安部政権の●●、十分に説明しているとは思わないとの回答が81%となっているようであります。

先般、NHKが世論調査したようでございますがこれは48%のこのようです。

そういう、今、情報を得ております。

要するに国民への説明が弱く理解が得られていない、このように理解すべきでしょう。

国民がよく理解できるよう知恵を出して理解できるよう努めることが必要であります。

また、衆議院の憲法審査会は6月8日、憲法学の専門家3人を参考人として招き、質疑を行い、その中で3人も憲法違反との認識は表明されたことが報道されました。

国民はどう感じたでしょうか。

これは学者としての見解であり重要なことであると私も思います。

これに対して与党はあくまで参考人の意見としてるようであります。

私は思います。

憲法違反であるかないのかのは最終判断は、学者一存で決められるものではなく、司法の判断が法治国家としての結論となるのではないのでしょうか。

このように国会におきましても、現在、議論がなされている最中であり論点を整理しながら、状況をよくよく見守る冷静な姿勢が国民には大切であります。

いずれにいたしましても、自分の国が自分で守る、自分で守ることができなければ自国と密接な関係にある国と手を携えて双方を守り合うことは、至極当然であります。

私は、請願第1号、安全保障法制関連法案に反対する意見書の中で、戦争する国づくりの表現にはどうしても理解できません。

よって本請願には賛成できませんので、反対討論といたします。

以上。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

堤議員。

○13番（堤理志議員）

13番、私はこの請願第1号、安全保障法制関連法案に反対する意見書提出を求める請願の採択に賛成の立場から討論を行います。

この法案は、歴代内閣が憲法に違反していると違反すると、してきた集団的自衛権、すなわち、日本が攻撃されていない状態であっても密接な関係にある国への攻撃に反撃するというものを、強引に解釈に変更を加え、具体的に実行できるようにするための法改正であります。

従来政府の見解は、我が国に対する直接の武力攻撃があった場合に、且つ、他にそれに代替する手段がない、必要性があるという場合に必要な最小限度において武力を行使する。

それが自衛権の行使だとされてきました。

まさに、戦後の安全保障政策を大きく転換する内容であります。

6月4日の衆議院憲法審査会では、憲法学者に参考人として意見を聴取をしています。

先ほどから同僚議員の中からも、その点は話が出ておりますけれども、自民党、公明党の与党の推薦する学者、維新の党、民主党それぞれ推薦する3人のいわば法律の権威であるこうした教授の方々いずれもが安保法制、集団的自衛権の行使について憲法に違反するとの見解を表明いたしました。

憲法改正を従来から主張してきた保守の憲法学者、小林節、慶応大学の名誉教授でありますけれども、この方も参考人意見陳述の中で野党は論戦を仕掛けこの異常さを国民大衆に知らせてほしい。

これは露骨な戦争参加法案であり、もうその一時だけでも私はついていけない、こうまで述べました。

法学者だけではありません。

自民党で幹事長を務めてきた野中広務氏、古賀誠氏など、戦争体験し戦争の悲惨さを知っているこうした保守の政治家もこの法案に明確に反対を表明しております。

安保法制は、リベラル層が反対しているこう思われてきましたけれども、こうした保守の方々からも次々と危険性を知らせる声上がるにつれ、この危険な内容の法案だと言うことが保守の方やまた無党派の方にも、今、徐々に広がりつつ、明らかになりつつあります。

政府は、日本周辺のままに個別的自衛権の範囲である領土問題などまで持ち出して、危険をあおり国民の支持を取りつけようと躍起になっています。

しかし、今や焦点は中東での機雷の除去や兵隊活動など地球の裏側での活動の問題が課題となっています。イラク戦争の当時、首相官邸で自衛隊派兵の中心を担った元内閣官房副長官補の柳澤氏は、朝日新聞のインタビューに答え自衛隊派遣の前提だった非戦闘地域という概念は、憲法上のつじつま合わせだけではなかったと思います。

実質的に自衛隊を戦闘部隊の指揮下に入れずに直接の戦闘に巻き込ませないという意味があった。

この概念を廃止して活動範囲を広げれば今より確実にリスクは高まります。

イラクでは何とか戦死者を出さずに済みましたが、あれ以上のことをやれば必ず戦死者が出ると思います。このように述べています。

日本は、この間、戦争しないと宣言していることで世界の各国からも信頼を寄せられてきました。

今、この国是の岐路に立っているという状況であります。

政治的立場や主義主張の違いを超えて、平和主義を守る意思を政府に伝える必要がこの被爆地、長与にはあるというふうに考えます。

よって、本請願の採択に賛成をいたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

私は本請願に対して反対の立場で討論をいたします。

日本国憲法では、前文で世界平和の実現を誓っております。

今まで日本にはその精神を具体的にするための法律や制度がございませんでしたが、今回、整備されて初めて世界に人々にわかる形で示されております。

憲法学者がどう言おうと国は領土と国民を守る義務がありますとは拓殖大学の特任教授、元防衛大臣の森本敏氏の意見でございます。

日本の主な安全保障関係の法律は、冷戦期につくられたもので、現在の国際環境には適用しておらず、何かあった場合に機能するか不安な点が多く対応が難しゅうございました。

近隣のとある国では、東京は破壊し平壤を火の海にしてやるという公言する指導者も出てきておりますし、実際に隣国に砲弾を打ち込んでおります。

日本の接続海域にまた堂々と進入する、しかも複数回進入する国も出てきております。

イスラム国の非国家組織が伸張しているのも事実であります。

このように冷戦終了後、日本を取り巻くアジア太平洋地域の安全保障環境は激変をしております。

科学技術の発展に伴い核兵器の拡散が懸念されるなど、安全保障を地理的にとらえる発想がナンセンスでございます。

今回の法案はこうした矛盾を解消し、日本の防衛や地域の安定に責任ある形で取り組むことが明確にいたしました。

歴史的にも重要で画期的だと評価できるものと判断いたします。

平和憲法下で自衛隊に許される武力行使は自衛の措置に限定されます。

今回の平和安全法制の関連法案も自衛の措置はどこまでも日本防衛であって、もっぱら他国防衛を目的とするいわゆる集団的自衛権の行使は認められておりません。

この自衛の措置の発動の新たな判断基準が我々公明党が強く主張した新3要件であります。

これは、1つ、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆

される明白な危険がある場合。

2つ目に、これを排除し我が国の存立を全うし国民を守るために他に適当な手段がないとき。

3つ目に、これによって必要最小限度の実力を行使するとあります。

以上日本防衛に限られるこれは、日本防衛に限られることを明確にし、他国防衛にならないための厳格な歯どめになっております。

これにより自衛隊が実施できる活動は、日米安全保障条約の目的達成に寄与する活動を行う米軍と国連憲章の目的達成に寄与する活動を行う外国軍隊への後方支援、補給や輸送などに限られます。

武力行使は外国軍隊との武力行使と一体化する活動は許されません。

もとより、憲法9条は海外での武力行使を禁じているため、自衛隊が武力行使や外国軍隊との武力行使と一体化する活動できません。

なのに、米軍の戦闘に巻き込まれるという批判を繰り返すのは、法案を十分に理解しておらず国民の不安をあおるだけのための議論にしか思いません。

このように、二重三重の縛りをかけているこの法案は、今まで述べてきたようにこれからの我が国に必要な法案であり、専守防衛を堅持したもので、やみくもに不安をあおる極論こそ法案を周辺国や国際社会の誤解を招き、国益を損なうといってもよいと思います。

よって、私は本案の採択には反対をいたします。

以上です。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私は請願1号について賛成の立場で討論いたします。

少し思いも含めて討論させていただきますので、時間をいただきたいと思います。

皆様方も既に御承知のとおり、この法案に対する国民の反対、国民の反応は、反対の声が多数を示しております。

どのマスコミ調査でもその反対の声が多く掲げられているのが事実です。

さらに、説明不足だと思ってる方が80%を超えています。

このような結果が出るのは、私は周辺国とのさまざまな問題があっても、やはり、平和憲法重視し紛争や武力による解決ではなく、平和的な解決を望む声が国民の多数の意見だからだと思います。

日本は、憲法9条のもとで戦後70年間戦争しないこうした国を貫いてまいりました。

憲法が作成されていたときの当時の首相である幣原総理大臣は、平和憲法にこのような思いで発言をしています。

少し文面がありますので、読み上げさせていただきますと思います。

当時の言葉ですので、少しわかりにくいところがありますが、読み上げさせていただきます。

核のごとき、憲法の規定は現在、世界各国がいずれの憲法にもその例を見ないものでありまして、今なお、原子爆弾その他強力なる武器に関する研究が以前続行されている今日において、戦争を放棄するということは、夢の理想であると考え人があるかもしれません。

しかし将来、確実の進歩発展によりまして、原子爆弾の幾10倍、幾100倍にもあたる、破壊的新兵器が発見させられないことをなんびとが保障することができますでしょうか。

もし左様なものが発見されました暁におきましては、何百万の軍隊も何千隻の艦隊も何万の飛行機も全然威力を失って短時間に交戦国の大小都市はことごとく灰塵に致死、数百万の住民は一丁皆殺しになることが想像

させられます。

今日我々は、戦争放棄の宣言を掲ぐる大旗をかざして、国際政局の攻防たる野原を単独に進み行くものでありますけれども、世界が早晚戦争の惨禍に目を覚まし、結局、私どもと同じ旗をかざしてはるか後方についてくる時代があらわれるでしょう。

つまり、平和憲法についてくる多くの国々がそのうち将来的に出てくるだろうと。

そのためにも日本は、平和憲法を突き進もうではないかとそう提唱しようではないかということが発言されたと思います。

しかし残念ながら世界の状況はなかなかまだそこまで至っておりません。

しかし、この間の戦争の惨禍を見ますとアメリカが行ったベトナム戦争、韓国はベトナム戦争に参加し、35万人の兵士をだし、4万人のベトナム人を殺し、5,000人の戦死者を出しました。

さらに、皆さん方の記憶に新しいアメリカが行うイラク戦争では100万人以上のイラク人が殺害され、470万人が難民になったとされています。

都市は壊滅し公衆衛生や水道など、生活の基本となるものが機能しない。

失業率は50%台になり、インフレもまた50%を超える状態。

医師や医療の専門家も大量に出国し、幼児や子供の死亡率が増加し、イラクの子供たちは35%が戦争孤児になっているとされています。

またこのイラク戦争でも、戦争と占領の中でアメリカ兵士が4,500にも死亡し3万人が負傷したと報告されています。

これが戦争の実態であり被害であります。

もし、日本に平和憲法9条がなければ日本もこうした被害を生み出し、また、この行為に加担しこのような悲惨な状況をつくり出してきたことが想像できます。

今、多くの国民がこの反対の声を上げているのは、再びこうしたことを繰り返さないようこのような声の中で、改憲をする、改憲を望む方々からもその批判の声が上がっていると想像できます。

私たち議員は住民の代表としてあらわれる機関です。

所属する政党や組織が違えば当然、いろんな問題に対する考え方、態度は違ってきます。

しかし、何よりも避けなければならないのは戦争武力の行使です。

政府が提案した今回の法案は明らかに、この戦争武力の行使を可能にする戦争法案であります。

住民の民意、思いを伝えるためにも請願を採択し意見書を送付するよう賛同を願い、賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○安藤克彦議員

私は本請願に賛成の立場から述べさせていただきます。

政府が昨年7月に集団的自衛権の行使容認等を是とする閣議決定を行い、これを受けて現在、安全保障法制や自衛隊の海外活動等に関する法制を大きく変える、安全保障法制関連法案を国会に提出しております。

これは、憲法前文及び9条が規定する恒久平和に反し、戦争しない平和国家としての日本の国の形を根本から変えるものと思っております。

私の立場として、日本や自衛隊の国際貢献を否定するものでありませんが、今回の改正審議は余りにも早急で国民の理解は得られない形で進められているとしか思えません。

従来から、憲法解釈を余りにも簡単に閣議決定で変更し、このことに関して何ら国民に問わぬまま、事を進めようとしているようにも思われます。

これらは憲法に規定されている国民主権、平和主義をないがしろにするものであると思います。

憲法9条の中には、武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄するとあります。

また、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない、国の交戦権はこれを認めないともあります。

しかし、国連憲章第51条が定める自衛権は保有しているので、自国民の生命、安全、財産、領土、領海領空を軍事的力による侵略や介入から守るための軍事的力の保有と行使は容認しているとの解釈に変更され、現在では事実上、軍である自衛隊が保有しております。

自衛隊の存在自体が解釈で保有しているように、その活動自体も法の解釈で拡大しようとしているのです。

ここからは、請願人や紹介議員とは若干方向性が違ってくると思うのですが、解釈の変更ではもう無理があると思います。

私も以前、教師をしておりましたので学習の中で9条や自衛隊について扱うところが出てくると自衛隊は戦争に行かない、私たちの国を守ってくれるんだよと教えてきました。

普賢岳の災害や阪神、東北の大震災など自衛隊の活躍が大きく扱われておりました。

でも、ここまで拡大解釈をされるとこれからの日本を支えていく子供たちにどう説明していくのか、衆議議員の憲法審査会の参考人質疑で与党推薦の憲法学者ですら憲法違反に当たるという認識を示したということは、普通じゃ考えられないことだと思います。

ならば、私は正々堂々としっかりと国民に問うべきであると思います。

政府はそのために、国民投票法を改正したのでから。

私はやるなら正面からやってほしい。

そして、最後は主権者である国民に信を問うてほしい。

きっと国民は正しい答えを出してくれると思っております。

余りにも早急で拡大解釈がすぎる、安全保障法制関連法案の制定に議員として、また、子育てをする親として反対し、本請願の採択に賛成いたしたいと思っております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

私は総務文教の委員長でありましたので、自分の意見を申し上げることはできませんでしたので、ここで討論をさせていただきたいと思います。

私は、請願1号、安全保障法制関連法案に反対する意見書を提出を求める請願に反対の立場で討論を行います。

なるべく重複しないようにやりたいと思いますけれども、この法案をめぐるのは、現在、国会で審議がなされております。

各界、各層から反対の声があることも報道を通じて理解をいたしております。

自衛隊員のリスクが高まる、自衛隊への応募者も少なくなり、将来、徴兵制がとられる、子供や若者が戦場に駆り出されるなどの報道もあり請願審査の過程でも同様の発言がありました。

非常にこう、政府は、危機感をあおって安全保障法制の法律制定をやろうとしておるといった意見がありますけれども、逆に、こういった危機感を守ってこの法案に反対をしようというそれも見え隠れしておるといふうに思います。

請願や意見書案では、米軍との切れ目のない戦争体制の構築、米国は世界で起こす戦争など、我が国の同盟国である米国が諸悪の根源的な文言もあります。

米国はこれまで世界の警察官と言われ、一定の役目を果たしてきたのは事実であります。

我が国も日米安保の傘に守られ、平和を享受し繁栄を築いてまいりました。

オバマ大統領のアメリカはもはや世界の警察官ではないとの発言は、世界の安定に影響を少なからず影響を与えています。

近隣諸国が非武装あるいは軽武装、軽い武装であれば、国を守ることができると思いますが、残念ながらそうではありません。

日本は近隣諸国と尖閣諸島問題を抱えております。

また、この近隣の大国は南沙諸島を力で占領をいたしまして、また、北朝鮮の独裁国家も同様であります。外交はこういった常識がなかなか通用しない国々を相手にしなければなりません。

国や国民を自ら守るのは当たり前論理であり世界の常識であると考えます。

私は、憲法9条だけで日本の平和は守られてきた、これからも守られる。

そういう思いは全く考えておりません。

今回の安全保障法制関連法案は、国民の命と平和な暮らしを守るためには、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深め、その上で、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法整備を行うことが必要で、これにより抑止力を高めることができるとされております。

決して戦争をするための法案ではないと思います。

先程来、憲法学者の意見がありました、この意見はどうであれこの国のあるいはこの国民を守らなければなりませんので、この法案提出に当たっては政権与党内でも相当の議論がっております。

先ほど同僚議員が公明党の問題を持ち出しましたけれども、公明党が内閣法制局などの意見を参考にして与党協議で示した制約が一定の歯どめ効果を果たしているとの記事もあります。

国会審議では野党は、ただ単に反対するだけではなくあるべきこの国の姿を示すため健全な批判者としての役割が求められていると思います。

国会審議を経てさらに効果的な法律あるいは運用になることを願うばかりであります。

日本国憲法の前文にはこのように書かれております。

我らはいずれの国家も自国のことのみ専念して、他国を無視してはならないと書かれております。

グローバル化したこの社会で一国の平和だけでいいのでしょうか。

私はそのように思っております。

以上申し上げまして、この憲法の全文も今回の安全保障法制関連法案に合致するものだと思います。

以上申し上げて、反対討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。

次に反対討論はありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第5、請願1号、安全保障法制関連法案に反対する意見書提出を求める請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

起立少数。

したがって本請願は不採択とすることに決定いたしました。

日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

会義則、第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第7、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題といたします。

産業厚生常任委員長。

議会広報広聴常任委員長。

議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました、申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決されました案件につきまして、字句、数字その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

閉会にあたり町長から発言の申し出がありますので、許可いたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんお疲れさまでございました。

閉会にあたりまして一言ご挨拶をさせていただきます。

去る6月2日から開会をしていただきました、平成27年第2回長与町議会定例会は本日までの10日間の会期でしたけれども、議員各位には大変お世話にございました。

各議案につきましては慎重審議を賜りましてご決定をいただきましたことをお礼を申し上げる次第でございます。

また今回は11名の議員の皆様からご質問いただき、それぞれの視点からの御指摘、御指導をいただいております。

ご答弁を申し上げたことにつきましては、今後最大限の努力をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

今年度は国のまち、ひと、しごと、創生総合戦略の四つの基本目標をふまえ長与町まち、ひと、しごと、創生総合戦略を策定するとともに、農産物加工場の整備やオリーブ等を活用した新たな地域特産品開発に向けた人材育成、多子世帯、保育料軽減事業などの子育て支援事業等に取り組んでまいります。

また平成28年度からの新たな町づくりの指針となります第9次総合計画につきましても、相互戦略との整合を図りながら策定し、住みたい、住み続けたい、住んでよかったと言われるような幸福度日本一のまちづくりを推進してまいりたいと思っております。

今年は被爆70周年を迎えます。

今議会におきましても、ご指導またご審議を賜りました平和記念事業に取り組まさせていただき、平和で安全な町を目指し、引き続きこの長与町から1人でも多くの方に核兵器の廃絶と恒久平和を願いを発信していきたいと考えております。

結びに季節は、梅雨の季節を迎えているわけですが、どうか議員各位におかれましては御自愛をいただき、ますますの御活躍を賜りますよう祈念申し上げ定例会のお礼を込めまして、ご挨拶とさせていただきます。

本当にお疲れさまでした。

ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで平成27年第2回、長与町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。